

改正後	改正前
<p>3 貸金業関係</p> <p>3 - 1 登録の申請、届出関係</p> <p>(略)</p> <p>3 - 1 - 1 登録申請書、届出書の受理</p> <p>登録申請書(その添付書類を含む。以下同じ。)の提出並びに登録申請書の変更及び廃業等の届出は、原則としてこれらを提出しようとする者の主たる営業所又は事務所(以下「営業所等」という。)の所在地をその区域に含む貸金業協会(以下「協会」という。)を通して提出するよう促すものとする。なお、貸金業の規制等に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第32条第1項に規定する「登録に関する申請がその事務所に到達」した日とは、主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長、福岡財務支局長又は沖縄総合事務局長(財務事務所長及び出張所長を含む。)が当該申請書を受理した日とする。</p> <p>～ (略)</p> <p>他人に成りすましたり、他人の名義を借りて貸金業登録を行ったりするなど、登録行政庁を欺き貸金業の登録を受けることは、虚偽記載又は不正な手段による登録となることから、特に、新規の登録申請又は過去に貸出実績のない者からの登録の更新申請に当たっては、登録申請者(法人の役員を含む。)や重要な使用人を財務局(福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)に招聘してヒヤリングを行ったり、営業所等の現地調査を行うなど、極力、真正でない登録を排除するよう努めるものとする。</p> <p>3 - 1 - 2 登録の申請の処理</p> <p>規則第4条の2第2項の規定による登録済通知書については、次により取り扱うものとする。</p> <p>登録済通知書の交付は、原則として協会を通して行うこと。</p> <p>登録番号は、財務局長(福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同</p>	<p>3 貸金業関係</p> <p>3 - 1 登録の申請、届出関係</p> <p>(略)</p> <p>3 - 1 - 1 登録申請書、届出書の受理</p> <p>登録申請書(その添付書類を含む。以下同じ。)の提出並びに登録申請書の変更及び廃業等の届出は、原則としてこれらを提出しようとする者の主たる営業所又は事務所(以下「営業所等」という。)の所在地をその区域に含む貸金業協会(以下「協会」という。)を通して提出するよう促すものとする。なお、貸金業の規制等に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第32条第1項に規定する「登録に関する申請がその事務所に到達」した日とは、主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長(財務事務所長及び出張所長を含む。)が当該申請書を受理した日とする。</p> <p>～ (略)</p> <p>他人に成りすましたり、他人の名義を借りて貸金業登録を行ったりするなど、登録行政庁を欺き貸金業の登録を受けることは、虚偽記載又は不正な手段による登録となることから、特に、新規の登録申請又は過去に貸出実績のない者からの登録の更新申請に当たっては、登録申請者(法人の役員を含む。)や重要な使用人を財務局に招聘してヒヤリングを行ったり、営業所等の現地調査を行うなど、極力、真正でない登録を排除するよう努めるものとする。</p> <p>3 - 1 - 2 登録の申請の処理</p> <p>規則第4条の2第2項の規定による登録済通知書については、次により取り扱うものとする。</p> <p>登録済通知書の交付は、原則として協会を通して行うこと。</p> <p>登録番号は、財務局長(福岡財務支局長を含む。以下同じ。)ごとに、決裁を終</p>

じ。)ごとに、決裁を終了した順に00001号から一連番号とすること。

登録番号の()書きには、登録の回数を記入すること。ただし、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(以下「出資法」という。)附則第9項に規定する日賦貸金業者における登録番号については、()内に「N」の文字及びその次に登録回数を記入すること。

登録がその効力を失った場合の登録番号は欠番とし、補充は行わないこと。

~ (略)

了した順に00001号から一連番号とすること。

登録番号の()書きには、登録の回数を記入すること。ただし、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(以下「出資法」という。)附則第9項に規定する日賦貸金業者における登録番号については、()内に「N」の文字及びその次に登録回数を記入すること。

登録がその効力を失った場合の登録番号は欠番とし、補充は行わないこと。

~ (略)